

保感第423-11号
令和3年10月28日

知事公室長
各部局長
教育委員会教育長
警察本部長 } 殿

沖縄県新型コロナウイルス対策本部
本部長 玉城 康裕
(公 印 省 略)

特措法に基づく沖縄県対処方針の策定について

国による緊急事態の終了後、本県においては令和3年10月1日から31日までの期間を「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」としてありますが、同期間終了後の令和3年11月1日から30日までの期間を「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」として沖縄県対処方針を策定しました。

各部局におかれましては、引き続き沖縄県対処方針の実施をお願いします。

また、広く県民・事業者にも周知する必要がありますので、貴管下職員及び関係団体等への周知啓発をお願いいたします。

添付資料

リバウンド防止と社会経済活動の両立期間（沖縄県対処方針）【10月28日策定】（別添）

問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症等対策 本部総括情報部感染症対策課 TEL 098-866-2014 FAX 098-861-2888
--